

令和2年8月28日

## 公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

### 1. 調達内容

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 調達番号     | 附図001  |
| (2) 業務件名及び数量 | 大阪大学外国学図書館 タトルテープ貼付業務<br>業務対象 外国学図書館所蔵図書資料等<br>一般図書 113,000冊(予定) |
| (3) 業務期間     | 契約日から令和3年1月20日まで   |
| (4) 業務実施場所   | 大阪府箕面市粟生間谷東8丁目1番1号<br>国立大学法人大阪大学附属図書館<br>外国学図書館 閲覧室または書庫         |

### 2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去10年以内に1会計年度内に図書館等で11万冊(点)以上の図書資料等にタトルテープを貼付した業務を受注した実績のある者であること。
- (3) 仕様に示す業務を滞りなく行う能力及び体制を有すること。

### 3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先  
〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1番4号  
国立大学法人大阪大学 附属図書館図書館企画課会計係  
電話06-6850-5047
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法  
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限  
令和2年9月7日(月) 17時00分

### 4. その他

- (1) 契約保証金 不要
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。
- (4) 見積書を提出しようとする者は、事前に上記3(1)に連絡し、仕様書等の資料を受け取ることとします。
- (5) 見積書と一緒に上記2(2)の実績を証明する書類(契約書等の写し等)と(3)の条件を行える説明書類を提出することとします。

第2号様式

見 積 書

調達番号：附図001

業務件名：大阪大学外国学図書館 タトルテープ貼付業務  
業務対象図書資料等 一般図書 113,000冊

見 積 金 額	一般図書 1冊当たり	金	円也
	総 額	金	円也
	※総額は、一般図書 1冊当たりの単価×113,000冊の金額		

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所  
会 社 名  
氏 名  
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格(1)】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

(案)

## 請 負 契 約 書

請負の表示 大阪大学外国学図書館タトルテープ貼付業務  
予定数量 一般図書 113,000冊

請負単価 一般図書 1冊当たり 金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負単価に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学附属図書館 館長 尾上 孝雄と受注者〔法人名等及び氏名〕との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負単価で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。ただし、仕様書の内容について補足または変更が生じた場合は、発注者と受注者との間で協議して書面でこれを定めるものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第3条 受注者は、この契約により生じた権利及び義務を第三者に譲渡及び継承させてはならない。
- 第4条 業務は、国立大学法人大阪大学附属図書館 外国学図書館内の閲覧室または書庫において、これをするものとする。
- 第5条 受注者は、本契約に基づく資材(廃棄物)等の運送にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守すること。
- 第6条 契約期間は、令和2年9月 日から令和3年1月20日までとする。
- 第7条 受注者は発注者に対し、毎月の業務完了後、仕様書で指定する業務報告書(月別)に基づいた完了通知書(あるいは納品書。)を国立大学法人大阪大学附属図書館 図書館企画課 会計係に送付する方法で交付するものとする。
- 第8条 請負代金は、請負単価に前条に規定する完了通知書に書かれた数量を乗じて得た金額(ただし、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。)を業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第9条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学附属図書館 図書館企画課 会計係に送付すべきものとする。
- 第10条 契約保証金は免除する。
- 第11条 受注者は、業務の実施にあたって労働基準法・労働災害補償保険法・職業安定法及びその他関係法令を遵守する責任を負うものとする。
- 第12条 受注者は、業務の実施にあたり、受注者の帰すべき責により、発注者又は第三者に対して損害を与えた場合は、直ちにその損害を賠償しなければならないものとする。
- 第13条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第14条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。  
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者

豊中市待兼山町1番4号

国立大学法人大阪大学附属図書館

館長 尾上 孝雄

印

受注者

〔住所〕

〔法人の名称又は商号及び代表者氏名〕

印